

証券コード 9827

発信日 2025年3月13日

電子提供措置の開始日 2025年3月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長執行役員 山田 俊之

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を除き電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9827/teiiji/>



【当社ウェブサイト】

<https://www.lilycolor.co.jp/>



（当社ウェブサイトよりご確認ください場合、メニューより「会社情報」「IR情報」「IR資料室」「株主総会関係」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リリカラ」または「コード」に当社証券コード「9827」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、その場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 T K P市ヶ谷ビル
T K P市ヶ谷カンファレンスセンター 4階 ホール4 A
※昨年の定時株主総会と異なる会場でございますので、
ご留意くださるようお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第84期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任および補欠の監査等委員で
ある取締役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議
案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお
取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書
用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎なお、本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インター
ネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載い
たします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、経営体制の強化および将来の事業展開に必要な内部留保の確保と経営成績に応じた配当を実施してまいりたいと考えております。

また、2024年度を初年度とした中期経営計画“Beyond-120”において、配当性向40%以上、D O E (株主資本配当率) 5 %以上を配当指標として定めており、配当については1株あたり年間36円以上の安定的な配当を実施することを配当方針としております。

第84期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、財務状況や業績等を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金36円	総額	443,446,056円
-----------------	----	--------------

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の一部変更

今後の事業展開に備えるため、当該目的について定める現行定款第1章第2条（目的）に所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所です。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。	第2条 <現行どおり>
1. 壁装材、カーテン、床材、襖紙その他のインテリア資材の製造、加工ならびに販売	1. <現行どおり>
2. 建築工事、内装工事、建具工事、土木工事、管工事、電気工事および解体工事の請負	2. <現行どおり>
3. オフィス家具、事務機器、事務用品の販売ならびに設計、工事の請負	3. <現行どおり>
4. 古物の売買	4. <現行どおり>
5. 建築工事および内装工事の設計、工事監理	5. <現行どおり>
6. 貨物利用運送事業	6. <現行どおり>
7. 損害保険代理業	7. <現行どおり>
8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、管理およびコンサルティング	8. <現行どおり>
9. 金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業	9. <現行どおり>
10. 金融商品取引法に定める投資助言・代理業	10. <現行どおり>
<新設>	<u>11. 倉庫業</u>
<u>11. 前各号に関する一切の附帯業務</u>	<u>12. <現行どおり></u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名が任期満了となります。また、取締役原伸氏は、2024年12月27日付で辞任により退任いたしました。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
1	やま だ とし ゆき 山 田 俊 之 (1962年12月13日生)	1985年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1993年4月 当社入社 1997年12月 経営企画部長 1999年3月 常務取締役総務本部長兼企画本部長 2000年3月 専務取締役総務本部長兼企画本部長 2001年3月 専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長 2002年7月 専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括 2003年4月 取締役専務執行役員総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括 2005年6月 代表取締役最高執行責任者 2006年9月 代表取締役社長 2021年3月 代表取締役社長執行役員 2022年2月 取締役 2023年7月 代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 当社の会社経営に関する豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	15,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
2	すえ まつ ひろ き 末 松 博 貴 (1971年7月3日生)	1995年11月 当社入社 2017年9月 インテリア営業本部首都圏営業1部長代理 2018年1月 執行役員インテリア営業本部長 2020年3月 取締役執行役員インテリア営業本部担当兼 インテリア営業本部長 2021年3月 執行役員インテリア営業本部長 2022年2月 常務執行役員インテリア営業本部長 2022年6月 常務執行役員インテリア営業本部長 兼マーケティング本部長 2023年1月 専務執行役員インテリア事業統括 兼インテリア営業本部長兼マーケティング 本部長 2023年3月 代表取締役社長執行役員インテリア事業統括 2023年6月 代表取締役社長執行役員インテリア事業部長 2023年7月 取締役副社長執行役員インテリア事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 当社のインテリア事業部長としての役割・責務を実効的に果たして おり、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を 適切に遂行できるものと判断しております。	8,000株
3	ひら やま まさ や 平 山 雅 也 (1961年10月5日生)	1985年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀 行) 入行 2011年10月 インドネシア三井住友銀行社長 2017年7月 日本電産株式会社(現ニデック株式会社) 入社 グループ会社管理部長 2023年4月 ニデックアドバンスドモータ株式会社 専務執行役員 2023年10月 当社専務執行役員コーポレート本部長 2024年3月 当社取締役専務執行役員コーポレート本 部長(現任) (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 当社のコーポレート本部長としての役割・責務を実効的に果たして おり、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を 適切に遂行できるものと判断しております。	8,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
4	たか き ひろし 高 木 寛 (1965年1月2日生)	1989年4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行 2005年9月 イーバンク銀行株式会社(現楽天銀行株式会社) 入社 2008年2月 イートラスト信託株式会社入社 2009年6月 同社代表取締役社長 2011年7月 株式会社ティーケーピー入社 2013年9月 同社執行役員 2023年3月 同社執行役員内部統制担当（現任） 2024年9月 当社取締役 2025年1月 当社取締役執行役員内部統制統括本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ティーケーピー執行役員内部統制担当 (取締役候補者としての選任理由) 株式会社ティーケーピーの要職を歴任し、現在は同社の執行役員内部統制担当としてガバナンスを統括しており、当社の取締役として、当社の更なるガバナンス強化に貢献いただけるものと考えられること、また、人格・見識ともに優れていることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	100株
5	おか だ たく や 岡 田 卓 哉 (1975年10月4日生)	1999年4月 株式会社パルス(現株式会社フランフラン) 入社 2007年6月 株式会社ティーケーピー入社 2012年4月 同社執行役員 2021年6月 同社上級執行役員 2023年6月 同社常務執行役員営業担当（現任） 2024年9月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ティーケーピー常務執行役員営業担当 (取締役候補者としての選任理由) 株式会社ティーケーピーの要職を歴任し、現在は同社の常務執行役員として営業全般を統括しており、当社の取締役として、株式会社ティーケーピーとのシナジー創出に貢献いただけるものと考えられること、また、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6 ※	し ぶ た に も り ひ ろ 渋谷 守 浩 (1966年6月18日生)	1986年9月 渋谷木材工業株式会社(現株式会社渋谷)取締役 2008年11月 株式会社渋谷代表取締役社長 2013年5月 株式会社エスクリ執行役員建築・内装事業担当 2013年6月 同社取締役兼専務執行役員建築・内装事業担当 2015年6月 同社代表取締役副社長 2016年4月 株式会社渋谷代表取締役会長 株式会社エスクリ代表取締役社長兼最高執行責任者 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長 2020年4月 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長(現任) 2020年7月 株式会社エスクリ代表取締役社長CEO(現任) 2024年6月 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エスクリ代表取締役社長CEO 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長 (社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要) 建築・内装工事・不動産等に関する豊富な知見および経営者としての幅広い経験を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行および当社事業に対する監督、助言等をいただくことが期待でき、また、人格・見識ともに優れていることから、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	一株

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

- 当社は、取締役候補者渋谷守浩氏が代表取締役社長CEOを務めております株式会社エスクリとの間で業務提携契約を締結しており、また、同氏が代表取締役会長兼社長を務めております株式会社渋谷との間に建設工事請負契約等の取引があります。その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 取締役候補者の高木寛氏および岡田卓哉氏の「略歴、当社における地位および担当」欄には当社の親会社である株式会社ティーケーピーにおける現在または過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
- 取締役候補者の高木寛氏および岡田卓哉氏の、当社の親会社の子会社における現在または過去10年間の業務執行者としての地位および担当のうち上記に含まれないものとしては、以下のとおりです。

氏 名	会 社 名	地 位 お よ び 担 当
高 木 寛	株式会社TKPメディカリンク	取締役・代表取締役
	株式会社TKPプロパティーズ	代表清算人
	株式会社TKPSPV-6号	代表取締役
	株式会社TKPSPV-7号	取締役
	株式会社ホンムラー	取締役・代表清算人
	株式会社サドハラー	代表清算人
	株式会社ダイマチー	代表取締役・代表清算人
	株式会社TKPSPV-11号	取締役(現任)
	株式会社TKPSPV-12号	代表取締役(現任)
	株式会社常盤軒フーズ	代表取締役(現任)
岡 田 卓 哉	株式会社イチガヤ	代表取締役(現任)
	株式会社メジャース(現株式会社イチガヤ)	取締役・代表取締役

- 渋谷守浩氏は、社外取締役候補者であります。

- 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、取締役候補者である岡田卓哉氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり取締役に選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、渋谷守浩氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号および第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 渋谷守浩氏が原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任および補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名が任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査等委員監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査等委員である取締役を1名減の3名体制とし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任を併せてお願いしたいと存じます。当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間といたします。また、本議案のうち補欠の監査等委員である取締役1名選任の件に関する決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者および補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1. 監査等委員である取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	は ら い た け し 原 井 武 志 (1969年10月28日生)	1992年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1995年8月 公認会計士登録 2002年7月 デロイトトウシュトーマツ中国大連事務所代表 2022年12月 原井武志公認会計士事務所開設（現任） 2023年3月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2023年8月 監査法人Growthパートナー（現任） （重要な兼職の状況） 原井武志公認会計士事務所代表 監査法人Growthパートナー （社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要） 公認会計士として会計監査・内部統制・税務等に幅広い経験・知識を有しており、また現役の監査人として最新の監査やリスクマネジメントに通じており、その知見から実務も踏まえた的確な助言・指導をいただくことを期待しております。上記の理由により監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2 ※	さか もと しん 坂 本 晋 (1964年 8 月16日生)	1988年 3 月 株式会社丸井(現株式会社丸井グループ) 入社 2013年 4 月 株式会社丸井グループ総務部広報室長 2018年10月 株式会社マルイファシリティーズ取締役 設備事業本部長 2021年 4 月 同社取締役環境・フードコート事業本部長 2022年 4 月 株式会社エムクリエイツ常勤監査役 (現任) (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 丸井グループ企業の取締役および常勤監査役としての実務経験を有しており、その専門的な知識・経験と高い見識に基づき、的確な助言・指導および当社の監査体制の一層の強化に貢献していただけることを期待しております。上記の理由により監査等委員である取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株
3 ※	うち だ こ 内 田 る み 子 (1977年10月12日生)	2001年10月 弁護士登録 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律 事務所)入所 2006年 8 月 ボールヘイスティングス法律事務所・外 国法共同事業入所 2009年 3 月 ニューヨーク州弁護士登録 2013年 8 月 三宅坂総合法律事務所入所 2015年 1 月 同所パートナー(現任) (重要な兼職の状況) 三宅坂総合法律事務所パートナー (社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要) 企業法務を主とする弁護士としての幅広い実務経験を有しており、これまで企業のM&A、戦略的業務提携および独占禁止法関連業務等に多数関与した経験・スキルを有し、その幅広い知見から、的確な助言・指導をいただくことを期待しております。上記の理由により監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 原井武志氏は再任の社外取締役候補者であります。
4. 内田るみ子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
5. 原井武志氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 原井武志氏および内田るみ子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記選任理由に記載の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
7. 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定め

ております。これに基づき、当社は、監査等委員である取締役候補者である原井武志氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり監査等委員である取締役に選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、坂本晋氏および内田るみ子氏が原案どおり監査等委員である取締役に選任された場合は、両氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号および第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。
- 8. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 9. 当社は、原井武志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、内田るみ子氏につきましても、原案どおり承認された場合には、同取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。

2. 補欠の監査等委員である取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
4	かん こう いち 菅 弘 一 (1964年4月18日生)	1994年4月 検事任官 2007年4月 弁護士登録 2008年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授(現任) 2009年4月 リソルテ総合法律事務所パートナー 2020年1月 虎ノ門第一法律事務所開設・同所パートナー(現任) 2020年6月 天馬株式会社社外取締役監査等委員 2023年3月 当社取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 虎ノ門第一法律事務所パートナー (補欠の社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要) 検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持、コーポレートガバナンスの向上等に関して、専門的な見地からの確かな助言をいただくためであり、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅弘一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 菅弘一氏は現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、

本総会の終結の時をもって2年となります。

4. 菅弘一氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記選任理由に記載の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、現在、補欠の監査等委員である取締役候補者である菅弘一氏との間で責任限定契約を締結しておりますが、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号および第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。補欠の監査等委員である取締役候補者である菅弘一氏が、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年5月末日現在)

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
沿 革	1968年5月設立	
概 要	資本金 1,173百万円	
	構成人員	社員(公認会計士) 478名
		特定社員 62名
	職員	公認会計士 2,472名
		公認会計士試験合格者等 1,387名
		その他専門職 3,723名
	事務職	90名
	合計	8,212名
	監査関与会社	3,187社

(注) 監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、当社の親会社である株式会社ティーケーピーの会計監査人である有限責任監査法人トーマツを選任し、両社の会計監査人を統一することで会計監査およびガバナンスの有効性、効率性の向上が図られることから、適任であると判断したためであります。

以 上

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 4階 ホール4A



交通●JR（総武線）市ヶ谷駅より徒歩約2分

- 東京メトロ（南北線・有楽町線）市ヶ谷駅「7番出口」より徒歩約1分
●都営地下鉄（新宿線）市ヶ谷駅「4番出口」より徒歩約2分

第 84 期 報 告 書

自 2024年 1 月 1 日
至 2024年12月31日

東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長執行役員 山田 俊之

事 業 報 告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境に改善の動きがみられたものの、エネルギーコストや原材料価格に起因する物価上昇が顕著にみられ、また、ウクライナ及び中東情勢の緊迫の長期化といった地政学的な緊張等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

インテリア業界におきましては、重要な指標である新設住宅着工戸数は、前年対比マイナス基調で推移していることに加え、原材料価格の高騰等の影響が顕在化しており、先行きは予断を許さない状況となっております。

このような状況のなか、当社は中期経営計画「Beyond-120」を策定し、事業ポートフォリオの再構築、資本コストを意識した経営、人財への積極的な投資を実行し、企業価値の向上に取り組みましたが、原材料調達コストに加え、労務費、外注費、物流費、エネルギー費等のコストが軒並み高騰するなど経営環境の急激な悪化により、収益改善に大幅な遅れが生じました。

この結果、当社の売上高は前事業年度比3.2%増の33,803百万円、営業利益は前事業年度比89.5%減の150百万円、経常利益は前事業年度比93.8%減の87百万円、当期純利益は前事業年度比93.4%減の61百万円となりました。当社の事業セグメントは、インテリア事業、スペースソリューション事業と当事業年度から開始した不動産投資開発事業となっております。セグメント別の業績は以下のとおりであります。

① インテリア事業

5月に戸建、マンション、新築、リフォームなど住まいの様々なニーズに対応するビニル壁紙見本帳“V-ウォール”、下地の凹凸が目立ちにくいリフォームにおすすめの商品を100点厳選して収録した“らくらくリフォーム”を発行したほか、壁装材見本帳“ベース”、“ライト”、“ウィル”、カーテン見本帳“サーラ”、床材見本帳“クッションフロア”、“エルワイタイル”等を増冊発行し拡販に努めましたものの、住宅・非住宅の着工数が低調であったこと、加えて原材料費、物流費、エネルギー費等のコストが高騰するなど、非常に厳しい環境で推移いたしました。

この結果、売上高は前事業年度比7.5%減の24,242百万円、セグメント利益は前事業年度比96.3%減の46百万円となりました。

② スペースソリューション事業

新しい働き方に対応したオフィス空間構築を検討する顧客企業に対し、顧客ニーズに寄り添った提案活動に注力した結果、売上は伸長しましたが、大型改修工事案件の外注費等が当初想定以上に大きく膨らみ、採算が悪化いたしました。

この結果、売上高は前事業年度比45.7%増の9,540百万円、セグメント利益は前事業年度比33.9%減の128百万円となりました。

③ 不動産投資開発事業

不動産投資開発事業は売上高19百万円、セグメント損失は24百万円となりました。

1-2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

(1) 資金調達

特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資

特記すべき事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

特記すべき事項はありません。

(5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2021年12月期 (第81期)	2022年12月期 (第82期)	2023年12月期 (第83期)	2024年12月期 (第84期) 当事業年度
売上高	32,438,490	33,253,479	32,770,286	33,803,196
営業利益	529,844	1,622,709	1,440,229	150,622
経常利益	485,725	1,591,010	1,414,352	87,271
当期純利益	329,022	961,556	929,820	61,069
1株当たり 当期純利益	26円76銭	78円21銭	75円63銭	4円96銭
総資産	19,084,902	21,094,764	20,169,771	20,399,036
純資産	6,779,172	7,708,159	8,538,592	8,389,291
1株当たり純資産額	551円38銭	626円94銭	694円48銭	681円06銭

1-4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況で推移するものと予想され、以下の課題を重点的に推進してまいります。

(1) インテリア事業における基盤再構築

- ・住宅リフォーム、賃貸物件のリフォーム需要等
- ・集合住宅等の大型案件の獲得強化
- ・見本帳投資の強化

(2) インテリア事業における非住宅案件の取り込み強化

- ・壁装材、床材、化粧シート等の取扱い商品群強化によるソリューション営業の推進
- ・医療福祉関係市場の重点開拓
- ・スペースソリューション事業とのシナジー効果の拡大

(3) スペースソリューション事業の強化

- ・オフィス環境分野における取引顧客の拡大
- ・企業の移転需要や「働き方改革」に伴うオフィスリニューアル需要の取り込み

(4) 不動産投資開発事業における柔軟なスキームの構築

- ・建築資材の高騰や人手不足への対応
- ・既存事業とのシナジーの強化
- ・仲介手数料、建設紹介料などの手数料収入の機会追求

1-5. 主要な事業内容

- (1) インテリア事業 ……壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品の仕入及び販売を行っており、主として当社独自で開発した商品「リリカラ」をメーカーに製造委託し、代理店あるいは一部内装工事業者等に販売しております。
- (2) スペースソリューション事業……オフィス空間及び施設のインテリア設計・施工、プロジェクト管理、家具、間仕切、事務用品等の提案・販売、不動産売買・賃貸の仲介業務を行っております。
- (3) 不動産投資開発事業 ……買取再販を通して不動産価値の最大化を図る「バリューアッド事業」、多様なアセットタイプの開発を行う「開発事業」、都心の集合住宅・オフィスなど、市場ニーズに対応した物件の保有・賃貸を行う「不動産賃貸事業」の3つの事業を行っております。

1-6. 主要な営業所等及び使用人の状況

(1) 主要な営業所等（2024年12月31日現在）

本 社 東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号

営 業 所 インテリア事業

札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、大阪支店
（大阪市）、広島支店（広島県廿日市市）、九州支店
（福岡市）

スペースソリューション事業

スペースソリューション事業（東京都港区）

流通センター インテリア事業

東京流通センター（東京都品川区）、東大阪流通セン
ター（大阪府東大阪市）

(2) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
534 (171)	43.0	16.0

セグメントの名称	従業員数(人)
イ ン テ リ ア 事 業	390 (161)
スペースソリューション事業	110 (10)
不 動 産 投 資 開 発 事 業	2 (－)
全 社 (共 通)	32 (－)
合 計	534 (171)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。
2. パートタイマー及びアルバイトを含む臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外書で記載しております。

1-7. 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社ティーケーピーであります。株式会社ティーケーピーは、2024年6月20日付で当社の株式3,247千株を追加取得いたしました。これにより株式会社ティーケーピーは当社の総株主等の議決権に対する割合が50%を超えるため、新たに当社の親会社となりました。

1-8. 主要な借入先及び借入額（2024年12月31日現在）

借入先	期末借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	1,472,368
株式会社三井住友銀行	829,700
株式会社商工組合中央金庫	375,100
株式会社りそな銀行	227,950
株式会社三菱UFJ銀行	110,037
三井住友信託銀行株式会社	100,000
株式会社千葉銀行	10,000

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、単年度の経営成績に左右されず、中長期的な経営成績や投資計画に基づき安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

1-10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 41,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,317,946株（自己株式344,154株を除く）
- (注) 譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当てにより、自己株式は23,000株減少しております。
- (3) 当事業年度末の株主数 5,389名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ビ ー	6,529,533	53.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	274,022	2.22
株 式 会 社 本 間	228,500	1.85
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,600	1.62
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	198,000	1.60
野 村 證 券 株 式 会 社	166,695	1.35
リ リ カ ラ 社 員 持 株 会	159,988	1.29
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	120,000	0.97
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN (CASHPB)	105,500	0.85
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	100,300	0.81

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式）344,154株を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第三位を切捨てて、小数点第二位まで表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2024年3月28日開催の第83回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年3月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年4月26日付で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）4名に対し自己株式16,000株の交付を行っております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（2024年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 田 俊 之	代表取締役社長執行役員	
末 松 博 貴	取締役副社長執行役員 インテリア事業部長	
平 山 雅 也	取締役専務執行役員 コーポレート本部長	
高 木 寛	取締役	株式会社ティーケービー執行役員 内部統制担当
岡 田 卓 哉	取締役	株式会社ティーケービー常務執行役員 営業担当
石 原 一 裕	取締役	株式会社川金ホールディングス社外監査役 ローランド株式会社社外監査役
増 子 文 明	取締役 監査等委員	鳳友コンサルティング株式会社取締役 鳳友公認会計士共同事務所代表構成員 株式会社ダイワグループ社外監査役 Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社社外監査役 Axcelead Tokyo West Partners 株式会社社外監査役
伊 東 亜 矢 子	取締役 監査等委員	三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社Sharing Innovations 社外監査役
菅 弘 一	取締役 監査等委員	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 虎ノ門第一法律事務所パートナー
原 井 武 志	取締役 監査等委員	原井武志公認会計士事務所代表 監査法人Growthパートナー

- (注) 1. 2024年3月28日開催の第83回定時株主総会において、山田俊之、末松博貴、原伸及び石原一裕の各氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に再選され、また、平山雅也氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に新たに選任され就任いたしました。
2. 2024年9月18日開催の臨時株主総会において、高木寛氏、岡田卓哉氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に新たに選任され就任いたしました。
3. 2024年12月27日をもって、原伸氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における地位及び担当は取締役常務執行役員スペースソリューション事業部長兼スペースソリューション営業本部長でありました。
4. 取締役監査等委員増子文明氏、原井武志氏の2名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 取締役石原一裕氏、増子文明氏、伊東亜矢子氏、菅弘一氏、原井武志氏の5名は、社外取締役であります。
7. 当社は、社外取締役石原一裕氏、増子文明氏、伊東亜矢子氏、菅弘一氏、原井武志氏の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、取締役である高木寛氏、岡田卓哉氏及び社外取締役である石原一裕氏並びに社外取締役監査等委員である増子文明氏、伊東亜矢子氏、菅弘一氏、原井武志氏の7名は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号及び第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(監査等委員でない取締役の報酬)

基本方針

当社は、2024年2月22日の取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、取締役

に対するインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみ支払うこととします。

基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は月例の固定報酬とし、報酬額については、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、当社の業績や各役割に応じた貢献度合いのほか、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申を反映させ、取締役会で合議の上決定します。

株式報酬（非金銭報酬等）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式を付与するものとし、対象取締役の職位を基準として、担当職務や当社の経営状況等を総合的に勘案し、株主総会の決議によって決定した限度額および割り当てる株式の総数の限度内において、支給の有無および額を決定します。当該株式報酬を支給する場合は、毎年一定の時期に支給します。なお、当該株式報酬の支給額および支給時期については、指名報酬委員会の答申を反映させ、取締役会で合議の上決定します。

各報酬等の割合の決定方針

基本報酬および株式報酬の金額割合は、当該各報酬等の特性を踏まえて、当社の企業価値向上および業績向上に寄与するために適切な割合とします。なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、上記手続に従って決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（監査等委員である取締役の報酬）

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定します。

基本報酬につきましては、株主総会の決議による役員の報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき月額10,000千円以内（2021年3月30日開催第80回定時株主総会決議。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名。）、監査等委員である取締役につき月額5,000千円以内（2021年3月30日第80回開催定時株主総会決議。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。）であります。

非金銭報酬等につきましては、株主総会の決議による役員の報酬限度

額は、金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）につき年額50百万円以内、発行又は処分する株式数の上限は年50,000株以内（2024年3月28日開催第83回定時株主総会決議。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は4名。）であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退任時の慰労金は支給いたしません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	102,579 (6,200)	93,759 (6,200)	— (—)	8,820 (—)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	26,340 (26,340)	26,340 (26,340)	— (—)	— (—)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	128,919 (32,540)	120,099 (32,540)	— (—)	8,820 (—)	9 (5)

(注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2024年12月27日をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役2名を除いているためであります。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項(2024年12月31日現在) (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名	兼職先での地位
取締役	石 原 一 裕	株式会社川金ホールディングス	社外監査役
		ローランド株式会社	社外監査役
取締役 監査等委員	増 子 文 明	鳳友コンサルティング株式会社	取締役
		鳳友公認会計士共同事務所	代表構成員
		株式会社ダイワグループ	社外監査役
		Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社	社外監査役
		Axcelead Tokyo West Partners 株式会社	社外監査役
取締役 監査等委員	伊東亜矢子	三宅坂総合法律事務所	パートナー
		株式会社Sharing Innovations	社外監査役
取締役 監査等委員	菅 弘 一	慶應義塾大学大学院法務研究科	教授
		虎ノ門第一法律事務所	パートナー
取締役 監査等委員	原 井 武 志	原井武志公認会計士事務所	代表
		監査法人Growth	パートナー

(注) 社外取締役の各兼職先法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	石 原 一 裕	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回に出席しております。議案審議等に必要な発言を、経営的な見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	増 子 文 明	当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席しております。議案審議等に必要な発言を、主に公認会計士としての専門的見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	伊 東 亜 矢 子	当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席しております。議案審議等に必要な発言を、主に弁護士としての専門的見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	菅 弘 一	当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席しております。議案審議等に必要な発言を、主に弁護士としての専門的見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	原 井 武 志	当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席しております。議案審議等に必要な発言を、主に公認会計士としての専門的見地から適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

会計監査人の名称 清陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 35,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認した上で、会計監査人の報酬等について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等においては、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を行動規範とする。

その徹底を図るため、代表取締役社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

また、総務部を中心に取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人に対して教育等を行う。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの結果は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義がある行為等について使用人が直接情報提供を行える手段として「内部通報規程」に基づく通報・相談窓口体制を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、コーポレート本部長が責任を持って保存する。取締役は、文書取扱規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を明確化するために、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置する。委員会は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等それぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い取締役会に報告する。内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月一回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催す

る。

- ② 代表取締役社長執行役員その他の執行役員（監査等委員でない常勤取締役を含む。）による、経営会議を原則月一回以上開催し、社内規程に基づき、審議のうえ執行に関する決議を行う。
- ③ 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、内部監査室員等から監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名する。

(6) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、必要な場合は監査等委員会が代表取締役社長執行役員に対して変更を申し入れることができるものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

(8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いもしてはならないものとし、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要なこと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長執行役員は、監査等委員と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正性を確保するうえで、重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。
- ③ 監査等委員会は、独自に、必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査等委員の業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
- ④ 内部統制システムに係る監査の実施基準に基づいて、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応していないと認めた場合には、監査等委員会は、内部統制システムの不備として、内部監査部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じて代表取締役社長執行役員または取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じるものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行うものとする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行うものとする。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない旨を明記し、取締役及び使用人その他会社の業務に従事するものに対し、啓発活動を継続的に実施するものとする。
- ② 反社会的勢力の排除に向けて、コーポレート本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応するものとする。
- ③ 反社会的勢力からの不当な要求に接したときは、外部機関（警察、顧問弁護士等）と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

6-2. 運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に沿って内部統制システムを整備し運用を行っております。当事業年度の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続の見直しが行われており、上記の基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。なお、その概要を記すと次のとおりとなります。

- (1) 取締役会を17回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営成績を検討するとともに法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また経営会議を13回開催しており、審議のうえ執行決議を行いました。
- (2) 監査等委員会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会をはじめとする重要会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守についての監査を行いました。
- (3) コンプライアンス委員会を4回、リスク管理委員会を4回開催し、取締役・監査等委員・各部門責任者より、コンプライアンスの徹底、リスクの未然防止について全社的な情報共有を行いました。
- (4) 監査等委員と会計監査人、内部監査室は適宜情報交換を行っており、内部統制の不備については早期に是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,599,199	流 動 負 債	10,627,439
現金及び預金	3,286,264	支払手形	85,982
受取手形	803,912	電子記録債務	2,488,576
電子記録債権	2,085,136	買掛金	4,734,085
売掛金	5,009,347	短期借入金	1,602,700
契約資産	2,009	1年内返済予定の	
商品	2,979,009	長期借入金	508,356
販売用不動産	552,412	リース債務	42,089
仕掛販売用不動産	454,929	未払金	415,231
未成工事支出金	39,438	未払消費税等	223,928
貯蔵品	2,131	未払費用	142,558
前渡金	15,187	未払法人税等	129,970
前払費用	135,004	契約負債	1,229
前払見本帳費	411,588	預り金	89,197
未収入金	815,135	前受収益	4,462
その他の	10,936	賞与引当金	132,659
貸倒引当金	△3,244	固定資産購入等	26,411
固 定 資 産	3,799,837	固 定 負 債	1,382,305
有形固定資産	1,476,808	長期借入金	1,014,098
建物	297,413	リース債務	81,788
構築物	367	退職給付引当金	148,415
機械及び装置	61,144	資産除去債務	91,312
車両運搬具	6,765	その他の	46,690
工具、器具及び備品	70,498		
土地	973,432	負 債 合 計	12,009,745
リース資産	67,186		
無形固定資産	226,981	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	161,292	株 主 資 本	8,245,491
電話加入権	10,166	資本金	3,335,500
リース資産	55,522	資本剰余金	2,375,902
投資その他の資産	2,096,047	資本準備金	2,362,793
投資有価証券	318,303	その他資本剰余金	13,109
出資金	4,805	利益剰余金	2,590,879
破産更生債権等	62,485	その他利益剰余金	2,590,879
長期前払見本帳費	69,091	繰越利益剰余金	2,590,879
見本帳製作仮勘定	213,049	自己株式	△56,791
繰延税金資産	89,109	評価・換算差額等	143,799
差入保証金	1,401,493	その他有価証券評価差額金	143,799
その他の	193		
貸倒引当金	△62,485	純 資 産 合 計	8,389,291
資 産 合 計	20,399,036	負債純資産合計	20,399,036

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 1 月 1 日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上 高	商 品 売 上 高	完 成 工 事 高	不 動 産 売 上 高	高	25,538,812	33,803,196
売 上 高	商 品 売 上 高	完 成 工 事 高	不 動 産 売 上 高	高	8,244,596	
売 上 高	商 品 売 上 高	完 成 工 事 高	不 動 産 売 上 高	高	19,787	
売 上 原 価	商 品 売 上 原 価	完 成 工 事 原 価	不 動 産 売 上 原 価	原 価	16,468,393	23,582,877
売 上 原 価	商 品 売 上 原 価	完 成 工 事 原 価	不 動 産 売 上 原 価	原 価	3,293,953	
売 上 原 価	商 品 売 上 原 価	完 成 工 事 原 価	不 動 産 売 上 原 価	原 価	16,449,108	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	19,743,061	10,220,318
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	295,659	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	2,979,009	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	7,104,642	150,622
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	9,841	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	9,070,418	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	1,139,954	53,716
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	9,945	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	1,315	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	17,480	117,066
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	23,916	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	11,002	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	22,741	146,745
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	10,694	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	38,280	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	30,186	234,017
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	14,534	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	629	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	87,271	172,948
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	146,745	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	108,741	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	64,207	61,069
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	61,069	
当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	当 期 合 計	61,069	

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,335,500	2,362,793	—	2,362,793
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
自 己 株 式 の 処 分			13,109	13,109
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	13,109	13,109
当 期 末 残 高	3,335,500	2,362,793	13,109	2,375,902

	株 主 資 本		自 己 株 式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,708,087	2,708,087	△60,586	8,345,793
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△178,276	△178,276		△178,276
当 期 純 利 益	61,069	61,069		61,069
自 己 株 式 の 処 分		—	3,795	16,905
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		—		—
当 期 変 動 額 合 計	△117,207	△117,207	3,795	△100,302
当 期 末 残 高	2,590,879	2,590,879	△56,791	8,245,491

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	192,798	192,798	8,538,592
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△178,276
当 期 純 利 益		—	61,069
自 己 株 式 の 処 分		—	16,905
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△48,998	△48,998	△48,998
当 期 変 動 額 合 計	△48,998	△48,998	△149,301
当 期 末 残 高	143,799	143,799	8,389,291

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

壁装材等内装材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

事務用品等 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③ 販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

なお、賃貸等による収入が発生している販売用不動産に関しては、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

④ 貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38年～47年

工具、器具及び備品 5年～15年

無形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
工事損失引当金	請負工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理することとしております。 なお、上記のほか、2003年3月31日に適格退職年金制度を廃止したことに伴い、廃止時における退職一時金額を確定し、年金資産を従業員に分配するとともに、年金資産が退職一時金額に不足する場合の不足額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社では、主に壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品、オフィス家具、事務用品等の販売を行っております。これらの商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 工事契約

当社では、請負工事契約を顧客と締結しており、一定の期間にわたり充足される履行義務は、少額もしくは期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、少額もしくは期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全

に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。

(6) 商品見本帳の会計処理

製作完了前の商品見本帳にかかる製作費用は、見本帳製作仮勘定として計上しており、製作完了後の商品見本帳にかかる製作費用の処理は、次のとおりであります。

- ① 定期的に改訂を行う商品見本帳の製作費用は、「長期前払見本帳費」として計上し、商品見本帳の改訂時から次期改訂時までの期間に応じ均等償却を行っております。

なお、そのうち1年以内に費用となるべき額は流動資産「前払見本帳費」として計上しております。

- ② 随時に発行する商品見本帳の製作費用は、商品見本帳配布時の費用として計上しており、未配布の商品見本帳にかかる費用は流動資産「前払見本帳費」に含めて計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の適用要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

- ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、一部の借入金について金利変動リスクをヘッジしております。

- ④ ヘッジ有効性の評価方法

特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性の評価を行っておりません。

■表示方法の変更

損益計算書関係

前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記いたしました。

なお、前事業年度の「支払手数料」は5,500千円であります。

■会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する方法による

完成工事高（未完成工事） 1,827千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、少額もしくは期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

一定の期間にわたり収益を認識するにあたっては、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	2,979,009千円
----	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

商品については過去の販売実績及び見本帳改訂予定時期等を考慮した基準に基づき将来の販売見込み数量を仮定し、これを超える数量について帳簿価額を切り下げしておりますが、経済環境等の変化により、見積額の前提とした仮定に変更が生じた場合には翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 販売用不動産等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	552,412千円
仕掛販売用不動産	454,929千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産及び仕掛販売用不動産（以下、「販売用不動産等」という。）の貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げ方法により算定しております。期末時点の販売予定価格から見積追加原価及び見積販売直接経費を控除した正味売却価額が簿価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額と簿価との差額を売上原価（棚卸資産評価損）に計上する方針です。

販売用不動産等の評価は、個別物件ごとに事業計画に基づき行っております。正味売却価額のうち、販売予定価格については、近隣物件の成約状況及び期末における販売状況等を勘案して見積りを行っております。また、見積追加原価及び見積販売直接経費については、契約書又は見積書等の金額を基礎に見積りを行っております。

しかしながら、正味売却価額の見積りに用いた仮定は、実際の販売価格、追加原価及び販売直接経費とは異なる可能性があり、その実現には不確実性があります。正味売却価額の見積りに用いた仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

■貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	351,400千円
建物	75,177千円
土地	441,249千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	500,294千円
一年内返済予定の長期借入金	463,256千円
長期借入金	1,014,098千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,035,145千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,038千円
--------	---------

4. 金融機関休業日満期手形

金融機関休業日満期手形については、手形交換日に入出金の処理を行う方法によっておりますが、事業年度末日が金融機関の休業日に当たるため、同日満期手形が次のとおり期末残高に含まれております。

受取手形	28,590千円
電子記録債権	76,950千円
電子記録債務	9,762千円

■損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	134,827千円
その他の営業取引	4,117千円

■株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増加株式数(株)	当 事 業 年 度 減少株式数(株)	当事業年度末 株 式 数 (株)
発行済株式 普通株式	12,662,100	—	—	12,662,100
合計	12,662,100	—	—	12,662,100
自己株式 普通株式	367,154	—	23,000	344,154
合計	367,154	—	23,000	344,154

(注) 自己株式の減少23,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	178,276千円	14.50円	2023年12月31日	2024年3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年3月28日開催の第84回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	443,446千円	36.00円	2024年12月31日	2025年3月31日

■税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	319,625千円
減損損失	149,445千円
商品評価損	133,564千円
廃番品見切損	41,535千円
賞与引当金	40,620千円
資産除去債務	27,959千円
差入保証金評価損	25,703千円
貸倒引当金	20,126千円
未払事業税	16,058千円
見本帳在庫評価損	10,993千円
未払事業所税	9,814千円
フリーレント賃借料	8,007千円
投資有価証券評価損	7,856千円
賞与引当金法定福利費	5,906千円
その他	11,070千円
繰延税金資産小計	828,288千円
評価性引当額	△677,919千円
繰延税金資産合計	150,368千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	53,715千円
その他	7,543千円
繰延税金負債合計	61,259千円
繰延税金資産の純額	89,109千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な原因別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0%
住民税均等割額	19.3%
評価性引当額の増減	19.2%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	73.7%

■リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動倉庫設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

■金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達を行う場合には銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金、また未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金のうちゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入居保証金は貸主、営業保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務並びに買掛金、また未払金、固定資産購入等電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内に支払期日の到来するものであります。

短期借入金、長期借入金並びにリース債務は、主に運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的にしたものであり、償還日は最長で決算日後5年11ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。なお、当該変動リスクについて一部デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記1.重要な会計方針(7) ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

外部信用調査機関の信用情報等を活用した与信管理を行うとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、一部金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画の作成及び更新をするともに、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	288,154	288,154	—
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金(※3)	62,485 △62,485		
	—	—	—
(3) 差入保証金	1,401,493	1,251,479	△150,013
資産計	1,689,647	1,539,633	△150,013
(1) 長期借入金(※4)	1,522,455	1,513,427	△9,028
(2) リース債務(※5)	123,878	124,244	365
負債計	1,646,334	1,637,671	△8,662
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収入金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」、「預り金」、「固定資産購入等電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	30,149
出資金	4,805

(※3) 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※5) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	288,154	—	—	288,154
資産計	288,154	—	—	288,154

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	1,251,479	—	1,251,479
資産計	—	1,251,479	—	1,251,479
長期借入金	—	1,513,427	—	1,513,427
リース債務	—	124,244	—	124,244
負債計	—	1,637,671	—	1,637,671
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

差入保証金

主な差入保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めております。

■収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	損益計算書 計上額
	インテリア 事業	スペース ソリューション 事業	不動産 投資開発事業 (注)	計		
売上高						
一時点で移転される財	24,242,703	6,767,680	—	31,010,383	—	31,010,383
一定の期間にわたり移転される財	—	2,773,024	—	2,773,024	—	2,773,024
顧客との契約から生じる収益	24,242,703	9,540,705	—	33,783,408	—	33,783,408
その他の収益	—	—	19,787	19,787	—	19,787
外部顧客への売上高	24,242,703	9,540,705	19,787	33,803,196	—	33,803,196
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	24,242,703	9,549,705	19,787	33,803,196	—	33,803,196

(注) 2024年12月期から2026年12月期までの中期経営計画「Beyond-120」を策定し、新たな事業を開始したことに伴い、当事業年度から報告セグメントとして「不動産投資開発事業」の区分を追加しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記1. 重要な会計方針(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

■持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

■関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親会社の役員 及びその近親 者が議決権の 過半数を所有 している会社 等	アパグループ 株 式 会 社	—	工事の受注	工事の受注 (注)	126,500	売 掛 金	139,150

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等は一般的な取引条件と同様に決定しております。

■ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 681円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円96銭 |

■重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

リリカラ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員	公認会計士	鈴木	智喜
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	守安	茂弘
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リリカラ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

リリカラ株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外） 増 子 文 明 ㊞

監査等委員（社外） 伊 東 亜 矢 子 ㊞

監査等委員（社外） 菅 弘 一 ㊞

監査等委員（社外） 原 井 武 志 ㊞

以 上

〈メモ欄〉

[illegible]

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.